

	現行	改定方針案
第3 羊蹄山管理計画区		
1 地域の概要	<p>本管理計画区は、羊蹄山の山体に係る地区である。</p> <p>羊蹄山は、標高 1,898メートルの典型的な成層火山（コニーデ）独立峰で、山容が富士山に酷似しているところから蝦夷富士とも呼ばれている。景観の特徴は、その秀麗な山容と植生にあり、山麓から山頂にかけて植物帯の垂直分布の変化が顕著に見られるとともに、頂上付近には分布の北限や南限に当たる種を含む高山植物が多種生育している。落葉広葉樹林や針広混交林に被われる山麓部には、南コブなどの寄生火山がある。</p> <p>また、動物については、中・小型のほ乳類や森林性の野鳥が多数生息している。</p> <p>当地区の利用者は年間17万人余りで、山麓の真狩口でのキャンプ、ピクニック、自然探勝等や半月湖周辺でのキャンプ、ハイキング等が利用の大半を占める。</p> <p>なお、羊蹄山への登山者は、年間2万5千人程である。</p> <p>土地所有は、大部分が道有林であり、私有地は半月湖付近の山麓に僅かに存在する。保護規制計画は植生の垂直分布の保護を図るため、標高 1,000メートル前後より上を特別保護地区に、600メートルから 1,000メートルにかけての中腹を第1種特別地域及び第2種特別地域に、それ以下の山麓部を第3種特別地域に指定されている。</p>	<p>記述追加の検討（利用者数の更新、半月湖の成り立ちを追加）</p>
2 管理の基本的方針	<p>(1) 保護に関する方針</p> <p>ア 羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植物や地形等の一体的な保全を図る。</p> <p>イ 登山道沿線の植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>(2) 利用に関する方針</p> <p>ア 真狩口や半月湖等の利用拠点は、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。</p> <p>イ 「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。</p>	<p>記述追加の検討（山頂部周辺の高山植物群落の保護について追加）</p> <p>記述追加の検討（登山事故や遭難の防止のため各登山口で適切な情報提供、登山マナーの向上、近年増加している外国人登山者への対応、軽装登山や無理な行程での登山の防止を追加）</p>
3 風致景観の管理に関する事項	<p>(1) 許可、届出等取扱方針</p> <p>許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。</p>	

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>倶知安町地内の私有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色とする。</p> <p>③外壁の色彩</p>

		原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。
(2) 電柱	全域	利用拠点及び利用動線周辺のもの、更新に当たって原則として電線路は地下埋設とする。
(3) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木とし、材料素地（焼上げも可）に白又は黒文字とする。

記述追加の検討（技術的に地下埋設ができない場合、電柱の色彩はこげ茶色とする）

記述追加の検討（アンテナ用、送信用鉄塔、治山及び砂防施設の取り扱いを追加）

記述追加の検討（木材保護のために着色塗装する場合を追加）

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路（車道）	全域	法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロックを使用する。 また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	倶知安口線	半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後、適切な維持補修を図る。
	真狩口線	羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るため在来種への植え替えを図る。
2 道路（歩道）	全域	高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。 付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	倶知安口登山線	羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上を一周するコースは、転落の危険があり、危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備（取替えを含む。）を図る。

記述追加の検討（標識類や登山道の再整備の場合の取り扱いを追加）

	喜茂別口登山線	頂上への最短ルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	京極口登山線	比較的短時間で頂上に到達できるルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	真狩口登山線	登山口である真狩口の整備に伴い利用者が増加したコースであるが、八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険箇所の修復や迷いやすい地点での指導標の整備を図る。
	真狩口見晴線	真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長2.5キロメートルの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。
3  宿舎	全域	建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。
	真狩	羊蹄山への登山及び真狩口周辺の自然探勝の基地として、村営の宿舎が整備されている。施設の規模は現状程度に留める。
4  園地	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	真狩口	羊蹄山登山者のための基地及び真狩口の日帰り利用者等のためのピクニック園地として、休憩舎、東屋、公衆便所、駐車場等が整備されており、利用者が増加している。 また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後、これらも合わせて羊蹄山地区の利用拠点にふさわしい施設の整備拡充を図る。
	半月湖	落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。倶知安口線道路(車道)から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅2メートル程の探勝歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備に留め、風致景観の維持に十分留意する。
5  野営場	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	真狩口	登山者のための野営場として計画されたが、キャンプそのものを楽しむ利用者にも広く利用され、入込み数の伸びが著しい。各種の野営施設が整備されているが、収容力に対して

項目の変更、記述変更の検討(公園計画点検に伴い、名称を北海道自然歩道線に変更。整備する場合の取り扱いを記述)

記述変更の検討(現在施設の充実と登山者への情報提供を図るために整備中。利用状況や整備概要を記述)

		十分とはいえないので、施設の整備充実と快適な利用環境の確保を図る。
	半月湖	登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、公衆便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。
	京極口	施設の整備に当たっては、地区の自然環境の保全に留意する。
6 運動場	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。
	真狩口	真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート(3面)、丸太運動施設、公衆便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地区の修景植栽を図る。
7 避難小屋	全域	建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	羊蹄山	真狩口登山線道路(歩道)の九合目にあり、年間5千人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力しているが、今後とも適切な管理を行う。

項目の削除(公園計画点検で利用計画が削除された)

#### 4 地域の開発、整備に関する事項

この地区の利用は、4ヶ所の登山口からの登山と真狩口、半月湖(倶知安口)での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

#### 5 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

- ア 関係機関、関係団体との連携を強化し、自然解説に関する資料の収集や手法の蓄積を図る。
- イ 真狩口の森林学習展示館に、ビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。
- ウ 参加者の対象を広げるため、行事の開催や広報の方法等について検討するとともに、半月湖等自然観察適地としての対象地を広げていくことを検討する。

##### (2) 利用者の規制

- ア 植生保護のための立入規制  
高山植物群落の踏み荒らしを防止するため、高山帯においては歩道以外への立入を禁止するよう関係機関と調整を図る。

記述変更の検討(北海道が昭和47年に真狩口登山線道路(歩道)の九合目に設置し、年間一万人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力しているが、近年の風雪による老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関等と検討を図っている)

記述変更の検討(真狩口の森林学習展示館はビジターセンター的機能を持たせる)

記述追加の検討  
(エ ニセコ地域の外国人利用者の増加に対応すべく、展示や標識類の多国語表記の推進を図る)

記述追加の検討  
(ウ 近年増加している歩道でのマウンテンバイクやトレイルランニングなど新たな利用について)

イ スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物への被害等を防止するため、羊蹄山管理計画区の大部分が乗り入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力により、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

(3) 利用者の安全対策

登山道沿いで、落石、転落の危険のある個所には、注意標識を設置する等登山者の安全対策について関係機関と調整を図る。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

真狩口及び半月湖地区では、地元町村が北海道の補助金を受けて清掃を実施しているほか、各登山道は自然保護監視員、巡視員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。しかしながら、現状では清掃範囲も限られ、体制的にも十分とはいえないので、将来的には環境庁の清掃補助団体を設置するよう関係機関を指導する。

登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。また、「国立公園クリーン作戦」（自然公園クリーンデー：毎年8月第1日曜日）には、地元関係機関の協力を得て清掃登山を行っており、今後とも協力を求める。

(2) 修景緑化計画

真狩口地区は、耕作跡地で樹木が少なく、建築物が四方から遮られることなく望みされ、また、緑陰に乏しいので、郷土樹種による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図るよう関係機関との調整を図る。

での取り扱いを記述)

(エ 冬季の利用について、スノーシュートレッキングやクロスカンリースキーなどで氷結した半月湖上を散策するなどの危険行為の取り扱いを記述)

記述変更の検討（清掃実施状況や関係機関の取り組みなどをふまえる）

記述追加の検討（法面等の新たな裸地への緑化には、外来生物法に基づく要注意外来生物に指定されている種は極力使用せず、埋土種子土壌や周囲の植生からの自然散布を用いた工法をとること。ただし、気候条件や地形地質条件が厳しい箇所や早期に緑化が必要などのやむを得ない場合には、緑化後に当該外来種の拡大の恐れがなく、速やかに在来植生へ誘導される工法をとることを追加)